



弁護士

田中 秀雄

● まだ最高裁がある

昔、冤罪事件の「八海事件」の被告は1審、2審と有罪となり、映画「真昼の暗黒」で「まだ最高裁がある」と叫んだ。現在は「まだ最高裁がある」と叫ぶのは検察となった。

「再審」は冤罪を訴える人を救済する最後の手段であるが、その扉は容易には開かない。鹿児島県大崎町で1979年に男性の遺体が見つかった「大崎事件」で、最高裁第1小法廷（裁判官5人）は、6月25日、殺人罪で懲役10年の判決が確定して服役後再審請求していた死亡した男性の義姉の原口アヤ子さん（92歳）の再審を認めない決定をした。共犯とされた男性の兄でアヤさんの元夫やアヤさんの甥ら男性3人は自白したが、3人とも知的障害があり自白は誘導された疑いがある。アヤさんは逮捕前も逮捕後も一度も自白していない。なお、アヤさんが出所後元夫に何故自白したか問い質すと、「警察の取り調べが厳しくて言ってしまった」と謝られたと言う。アヤさんは1990年に出所し、1995年に第1次の再審を請求し、2002年に鹿児島地裁は再審開始決定をしたが、2004年に福岡高裁宮崎支部が取り消した。第3次再審請求は2017年鹿児島地裁、2018年福岡高裁宮崎支部で認められて、これに検察側が特別抗告をしていた。弁護団によれば、本件はそもそも殺人ではなく事故死の疑いがあるとのことである。兵庫県弁護士会が2017年12月2日に開催した市民集会で、大崎事件弁護団事務局長の鴨志田祐美弁護士の報告を聞いたことがある。ユニークな鑑定実施などすばらしい弁護活動に頭が下がる思いがした。一度も自白せず一貫して、「私はやっていない」と言い続けているアヤさんの無罪を私は信じる。最高裁は、弁護団の提出した鑑定について決定的な証明力を有するとまでは言えないとし、3人の男性の自白について、知的能力や供述の変遷等に関して問題があることを考慮してもそれらの信用性は相当に強固なものということができるとして、地裁と高裁の再審開始決定はこれらを取り消さねば著しく正義に反すると言って、今回の決定に至った。高裁に差し戻さず、最高裁が破棄自判という形で、最後の最後で自ら再審の扉をピシャリと閉じたのだ。前代未聞の異常な決定である。今回の決定は、最近再審開始決定が増えてきているので最高裁としては、裁判所が一度出した有罪判決を取り消したくないので、この流れに水を差すための決定のように思える。下級審の裁判官はこんな不当な決定に萎縮せず勇気を持って再審事件に取り組むと信じたいが、やっぱり萎縮するやろな。



● 弁護士は気楽な稼業じゃない

「サラリーマンは気楽な稼業ときたもんだ」と植木等が歌っている。弁護士の仕事は面白いが、時に仕事からみて危険にさらされることがあり、決して気楽な稼業ではない。

オウム真理教問題に取り組んでいた横浜の坂本堤弁護士は1989年11月、教祖の麻原彰晃の指示で岡崎、村井、早川ら信徒6人に自宅に妻と1歳の長男とともに殺害された。また、山一証券の代理人であった岡村勲弁護士は山一証券問題を逆恨みした男に1997年10月妻が殺害された。自分は好きでやっているのだから仕方がないと諦められるが、家族に危害が及ぶのは困る。

離婚事件で相手本人に恨まれることもある。2010年の6月に、横浜の前野義弘弁護士は離婚訴訟で妻側の代理人であったところ、夫が前野弁護士の事務所を訪れ、前野弁護士はナイフで刺殺された。また、秋田の津田裕貴弁護士は離婚調停で妻側の代理人を担当し妻側に多額の財産分与が認められたところ、夫がその結果に不満を抱き、2010年11月の夜中に拳銃や刃物を所持して津田弁護士の自宅に押し入り刃物で刺殺した。

私は命まで狙われたことはないが、昔交通事故の損害賠償請求事件について加害者側代理人として示談交渉中、相手方から「夜道には気をつける」と電話で脅されたことがある。また、昔ある裁判所で土地の明渡訴訟をやっていた時、被告本人がどうやって調べたのか突然私の自宅に電話をしてきて「話し合いをしよう」と言うので、「既に訴訟になっているので裁判所以外で交渉する気はない」と答えたら、「それならお前の家に行ってお前のカミさんと話す」と馬鹿げたことを言われたことがあった。この時はさすがに腹に据えかねたし被告が本当に自宅にやって来かねない様子だったので、直ちに私が申立人となって弁護士の自宅にやって来たり電話などではならないとの仮処分を申し立てた。44年の弁護士人生で自分が当事者となって申立てをしたのは後にも先にもこれ1件きりである。ちなみにこの土地明渡訴訟はこの時の仮処分が効いたのか、被告は急に大人しくなりまもなく和解で終わった。

● 裁判する心

弁護士を44年もやっていながら、今更ながら裁判は難しいと思う。自分の長い経験からこれだけ立証すればいいのではないかと考えていても、裁判は水物だから負けてしまうこともある。裁判官がアホなんだから仕方がないと割り切れればよいが、それでも負ければ嫌な思いは尾を引く。証拠としては充分なものがあるとは必ずしも言えないとしても、具体的妥当性から言えばこちらが勝つのが正義であるとの確信はあっても、具体的正義を見抜く眼のないセンスの悪い裁判官に当たると負けてしまう。「オイオイそんな形式的な見方をしないで虚心坦懐に見るよ」と言いたいのが、残念ながらそういう事は言えないのが裁判である。勿論そういった裁判官ばかりではない。きちんと事実を積み重ねていけば分かってくれる裁判官も多い。元裁判官の木谷明氏は「刑事裁判の心」という本を書いている。志のある裁判官は、証拠が少ないというだけで排斥せず、刑事では実体的真実に迫ろうとし、民事では具体的正義を追い求めようとしている。こういった文献を読むと世の中捨てたものではない、頑張ろうと勇気が湧いてくる。